

高崎市ブランド商品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市の農業発展を目的としたブランド商品開発事業を実施する農業者及び農業者団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高崎市内で生産された農畜産物（以下「高崎産農畜産物」という。）のブランド化を推進するための取り組み
- (2) ブランド化を目標とした新たな高崎産農畜産物の開発
- (3) 高崎産農畜産物を活用した加工品のブランド化を推進するための取り組み
- (4) ブランド化を目標とした高崎産農畜産物を活用した新たな加工品の開発

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等による補助の対象となった事業については、補助の対象としない。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人
- (2) 本市に所在を置く農業を営む法人又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第2号の団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(3) 団体の所在地が本市にあること。

3 前2項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は補助対象者とししない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち補助対象とするもの(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に定めるとおりとする。

2 消費税課税事業者申告書(様式第4号)の①に該当する場合、補助対象事業に要する経費に係る消費税は補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、上限額は200万円とする。

2 補助対象事業の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の実施前に高崎市ブランド商品開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 予算書(様式第3号)

(3) 消費税課税事業者申告書(様式第4号)

(4) 補助対象経費に係る見積書の写し

(5) 完納証明書

(6) 申請者が団体等であるときは、定款又は履歴事項全部証明書、ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請者に対し交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(概算払いおよび実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の施行前又は中途において補助金の請求をするときは、高崎市ブランド商品開発事業補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、補助事業の実績を報告するときは、高崎市ブランド商品開発事業補助金事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して1月を経過した日又は事業完了の属する市の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 決算書(様式第8号)

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 交付決定者が団体のときにあつては、監査報告書(様式第9号)

3 交付決定者は、補助事業の完了に伴い市長が指示する完了確認調査等に協力しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第9条 交付決定者は、補助事業の内容について変更が生じたときは高崎市ブランド商品開発事業補助金変更承認申請書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 第5条1項の規定により決定した補助金額より増額が見込まれる変更であっても、補助金額の増額はしないものとする。

3 交付決定者が補助事業を中止するときは、第1項に規定する変更承認申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定変更)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付決定を変更したときは、当該申請者に対し交付決定変更通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 交付決定者は、補助事業の経費等に関する書類を備え、事業完了から10年間これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助金の対象とする経費

会議費	補助対象事業のための会議に係る経費（飲食費除く）
交通費	補助対象事業のための移動に係る経費
委託費	補助対象事業のための委託に係る経費
資材費	補助対象事業のための資材の購入に係る経費
講師謝金	補助対象事業のための講師謝金

様式第1号（第6条関係）

高崎市ブランド商品開発事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
氏 名
（団体にあつては団体名及び代表者氏名）
連絡先

高崎市ブランド商品開発事業を下記のとおり実施したいので、高崎市ブランド商品開発事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業の名称 : 高崎市ブランド商品開発事業
- 2 補助金額 : 円
- 3 着手年月日 : 年 月 日
- 4 完了年月日 : 年 月 日
- 5 添付書類 : 事業計画書（様式第2号）、予算書（様式第3号）、消費税課税事業者申告書（様式第4号）、補助対象経費に係る見積書の写し、完納証明書、申請者が団体等であるときは、定款又は履歴事項全部証明書（ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿）

様式第3号（第6条関係）

予算書

(1) 歳入

(単位：円)

(2) 歳出

(単位：円)

科目	本年度予算額
高崎市補助金	
自己資金	
合計	

科目	本年度予算額
合計	

【補助金額の計算】

課税事業者（簡易）又は免税事業者の場合

(単位：円)

(事業費 計	－	補助対象外経費)	×	4/5	=	補助金額
(－)	×		=	

課税事業者（一般）の場合

(単位：円)

(事業費 計	－	補助対象外経費)	×	100	×	4/5	=	補助金額
(－)	×	110	×		=	

様式第4号（第6条関係）

高崎市ブランド商品開発事業補助金消費税課税事業者申告書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
氏 名
（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

年 月 日付けの補助金交付申請について、下記のとおり申告いたします。

該当する項目のどれかひとつに✓をすること。

- ①当該年度において、課税事業者（一般）に該当する見込みがある
- ②当該年度において、課税事業者（簡易）に該当する見込みがある
- ③当該年度において、免税事業者に該当する見込みがある

※記載内容の確認のため、実績報告時又は確定申告後に以下の資料を提出すること。

- ①に該当する場合 当該年度の消費税確定申告書の写し
- ②に該当する場合 当該年度の消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ③に該当する場合 当該年度の前々年度における所得税（法人の場合は法人税）確定申告書の写し及び損益計算書等の売上高が確認できる資料

用語の定義

- 課税事業者（一般）… 消費税及び地方消費税の確定申告が必要な課税事業者
- 課税事業者（簡易）… 消費税及び地方消費税の確定申告が必要で、簡易課税制度の適用を受けている課税事業者
- 免税事業者 … 消費税及び地方消費税の確定申告が不要な事業者

様式第5号（第7条関係）

高崎市指令 農林課 第 号

住 所

氏 名

（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 事業の名称	高崎市ブランド商品開発事業
2 補助金の額	円
3 条 件	(1) 補助事業の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度3月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。 (2) 補助事業者が法人その他の団体である場合は、補助事業の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。 (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。 (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。 (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。

様式第6号（第8条関係）

高崎市6次産業化等推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
氏 名
（団体にあっては団体名及び代表者氏名）

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあった高崎市6次産業化等推進事業に係る補助金について、高崎市ブランド商品開発事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払の内容

補助金交付決定額 (A)	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予定年月日	備考
	金 額 (B)	B/A ×100	金 額 (C)	C/A ×100	金 額 (D)	D/A ×100		
円	円	%	円	%	円	%		

注：交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入してください。

様式第7号（第8条関係）

高崎市ブランド商品開発事業補助金事業完了報告書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所

氏 名

（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり高崎市ブランド商品開発事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の名称 : 高崎市ブランド商品開発事業
- 2 補助金額 : 円
- 3 着手年月日 : 年 月 日
- 4 完了年月日 : 年 月 日
- 5 実施事業

実施日	実施事業内容

- 6 添付書類 : 決算書（様式第8号）、補助対象経費に係る領収証の写し、交付決定者が団体のときにあつては監査報告書（様式第9号）

様式第8号（第8条関係）

決算書

（1）歳入

（単位：円）

科目	予算額	決算	比較増減	備考
高崎市補助金				
自己資金				
合計				

（2）歳出

（単位：円）

科目	予算額	決算	比較増減	備考
合計				

様式第9号（第8条関係）

監査報告書

会 計 監 査 報 告

年度高崎市ブランド商品開発事業に係る会計監査を 年 月 日に実施した
ので、下記のとおり報告します。

年 月 日

監事

代表者

様

会計から提出された決算書及び証拠書類に基づいて、収入・支出、通帳等を照合し、必要によって関係諸帳簿について審査した結果、決算は正確であり処理内容も適正であると認められた。

様式第10号（第9条関係）

高崎市ブランド商品開発事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）高崎市 長

住 所

氏 名

（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあつた高崎市ブランド商品開発事業補助金について、下記のとおり計画を変更又は中止したいので、高崎市ブランド商品開発事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりとします。

記

- 1 変更の理由 :

- 2 変更の内容 :

- 3 添付書類 : 変更の内容が確認できる見積書等の写し、事業費が変更になるときにあつては変更予算書（様式第11号）

- 注 1 記載事項については、様式第1号に準じます。
- 2 補助金交付の決定に係る内容と変更後の内容を容易に比較対照できるように作成してください。

変更予算書

(1) 歳入

(単位：円)

科目	変更前予算額	変更後予算額	備考
高崎市補助金			
自己資金			
合計			

(2) 歳出

(単位：円)

科目	変更前予算額	変更後予算額	備考
合計			

様式第12号(第10条関係)

高崎市指令 農林課 第 号

住 所

氏 名

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けの補助金交付決定変更申請に対して、次のとおり補助金の交付決定の変更又は中止の決定をしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 事業の名称	高崎市ブランド商品開発事業	
2 補助金等の額	変更前 円	変更後 円
3 条 件	(1)補助事業の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度3月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。 (2)補助事業者が法人その他の団体である場合は、補助事業の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。 (3)補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。 (4)市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。 (5)事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。	